

みんな to ウォーキング事業ウォーキング促進キャンペーン業務に係る公募型プロポーザル 実施要項

1 趣旨

この要項は、みんな to ウォーキング事業ウォーキング促進キャンペーン業務を受託する優先交渉権者を特定するための公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務名

みんな to ウォーキング事業ウォーキング促進キャンペーン業務

3 業務内容

別添「仕様書」のとおり

4 委託料の上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む額）を上限とする。ただし、この額は予定価格ではない。

5 受託者の選定及び契約の方法

受託者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

※審査により選定された事業者と、随意契約により業務の委託契約を締結することとし、契約にあたっての仕様書は当該業者と別途協議のうえ作成する。

6 業務委託期間

委託契約日から令和5年2月28日まで

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市との連携及び調整が迅速に行えるよう、山口県内に本社、支社又は事業所のいずれかを公告の日までに有しており、常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (2) SNSやオンライン等を利用した参加者が50人以上の規模の大会・イベントの企画・運営に係る業務について、令和元年度以降に、受注実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 公告の日から本業務の契約締結の日までに、本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 国税、県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は

民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

8 スケジュール（予定）

項目	日程
公告	令和4年4月1日（金）
質問書の受付期限	令和4年4月7日（木）午後5時まで
参加表明書提出開始	令和4年4月1日（金）午前8時30分から
参加表明書提出期限	令和4年4月12日（火）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和4年4月28日（木）午後5時まで
プレゼンテーション 及びヒアリング実施日	令和4年5月9日（月）
優先交渉権者決定	令和4年5月下旬
業務委託開始	契約締結日以降

※書類の受付等は、光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）には行わない。

9 質問及び回答

質問がある場合は、質問書に質問内容を記入し、下記のとおり提出をお願いします。

なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けません。

- (1) 提出書類：質問書（様式第1号）
(2) 提出期間：令和4年4月7日（木）午後5時まで
(3) 提出方法：電子メール又はFAXの方法によること。
（表題に「プロポーザル質問書」と明記）

※送信後に電話で到着確認をすること。

- (4) 提出先：担当部署：福祉保健部健康増進課
住所：〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号
光市総合福祉センター あいぱーく光
電話：0833-74-3007 FAX：0833-74-3072

- (5) 回答日時：令和4年4月11日（月）まで
光市ホームページ：<http://www.city.hikari.lg.jp/>に掲載
ホームページに掲載した回答については、本実施要項（仕様書を含む。）と一体のものとして効力を有するものとする。したがって、質問の有無に関わらず確認のこと。

10 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 : 令和4年4月12日(火)午後5時まで
- (2) 提出場所 : 光市総合福祉センター あいぱーく光
光市福祉保健部健康増進課
- (3) 提出方法 : 持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。
- (4) 提出書類 : 提出部数 1部
 - ア 参加表明書(様式第2号)及び参加資格要件等確認書(様式第2号付表)
 - イ 添付書類
 - (ア) 登記事項証明書(商業・法人登記)(申請受付日において発行日から3箇月以内のもの)
 - (イ) 企業単体の決算報告書、貸借対照表及び損益計算書(直近3事業年度分)
 - (ウ) 税の未納・滞納がない証明書(申請受付日において発行日から3箇月以内のもの)
 - ・委任がないときは、本社所在地に係る国税、県税及び市町村税
 - ・委任があるときは、本社に係る国税並びに委任先地に係る県税及び市町村
 - (エ) 類似業務の実績を有することを証する書類(事業内容、チラシの写し等)
(5件を上限として添付すること)
- ※ただし、令和4年4月1日時点で光市物品調達等競争入札参加資格者名簿の「業務委託(企画・制作)、イベント等の企画」に登録されているものについては、(ア)、(イ)及び(ウ)を省略することができる。
- (5) 資格審査結果通知
提出された参加表明書等に基づき、健康増進課において本プロポーザルの参加資格の有無を審査し、令和4年4月18日(月)までに結果を通知する。

11 企画提案書の提出

- (1) 受付期間 : 令和4年4月19日(火)から4月28日(木)午後5時まで
- (2) 提出場所 : 光市総合福祉センター あいぱーく光
光市福祉保健部健康増進課
- (3) 提出方法 : 持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。
- (4) 提出書類 : 提出部数10部
(正本1部、副本9部、様式第3号及び様式第4号のみ正本1部)
 - ア 企画提案書類提出書(様式第3号)
【内容】(企画提案書は様式自由)
 - ▶ 業務体制や今後のスケジュール
 - ▶ 事業の広報やPR方法
 - ▶ 事業実施内容
 - ▶ 類似業務の実績(5件を上限として記載及び添付すること)

▶ 当業務に関連する光市への独自の提案（任意）

- イ 見積書（様式第4号）（総額だけでなく、積算根拠を示すこと）
 - ウ 会社概要（様式自由、既成のもので可）
- (5) 企画提案書の修正
企画提案書を受理した後の修正、追加は認めない。

1.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出された事業者について、企画提案内容等のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施予定日：令和4年5月9日（月）

(2) 注意事項

- ア 1事業者あたり30分程度（説明20分、質疑10分）で個別に実施する。
- イ 説明の際のプロジェクター使用等は事前に連絡すること。
- ウ 出席者は3名以内とし、当該業務に精通する者が出席すること。
- エ 開始時刻等については、別途連絡とする。
- オ 参加しない場合、プロポーザルへの参加意思がないものとみなす。
- カ 新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、プレゼンテーションを動画視聴形式、ヒアリングをWeb会議システムを用いて実施する可能性があるが、その場合には、別途通知する。

(3) 企画提案書等の取扱い

- ア 著作権は、企画提案者に属する。
- イ 企画提案者は、市が行う企画提案書の公表について、提出書類等の利用を承諾することとする。
- ウ 市は受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複写を作成することがある。
- エ 提出された書類は返却しない。
- オ 審査に係る内容を確認するため、追加資料の提出を求められることがある。

1.3 選定審査及び契約の締結について

提出された参加表明書類及び企画提案書を基にみんな to ウォーキング事業ウォーキング促進キャンペーン業務公募型プロポーザル選定委員会においてヒアリングを行う。評価基準により審査・選考し、本業務の受託に最も適した者（以下「優先交渉権者」という。）等を特定する。ただし、審査総評価点の60%の点を最低基準点とし、これを超える者がいない場合は、優先交渉権者等の特定をしないものとする。なお、参加者が1者のみでも実施する。

その後、選定した優先交渉権者が提案する事業内容をふまえて、仕様書の内容を整えるなど必要な調整を行い、見積書を改めて徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

選定結果は、選考対象となった全ての事業者に、文書により通知する。

また、選定結果についての異議申し立てはできないものとする。

1.4 その他

(1) 失格条件

以下の場合、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽の記載がある場合

イ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

ウ その他、不相当と認められた場合

(2) プロポーザルへの参加に係る費用については、企画提案者の負担とする。

(3) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第5号）を提出するものとする。なお、この場合、本市が行う他の事業について不利益な取り扱いを受けることはない。

1.5 担当部局

担当部署：福祉保健部健康増進課

住所：〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センター あいぱーく光

電話：0833-74-3007 FAX：0833-74-3072

電子メール：kenkouzoushin@city.hikari.lg.jp